

1. チェックシート 【被相続人居住家屋等確認書の交付のための提出書類】

(提出前に□に✓を記入してご確認ください)

申請先:さいたま市 環境局 環境共生部 環境総務課 環境政策係

電話:048-829-1325 FAX:048-829-1991

所在地:〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所本庁舎7階

申請書			
添付書類	コピー	主な取得先	確認事項
<input type="checkbox"/> 被相続人居住家屋等確認申請書 (様式1-2)		記入例を確認の上、ご記入ください。 申請書は、相続人ごとに作成してください。	
<input type="checkbox"/> ① 被相続人の除票住民票 ※被相続人が老人ホーム等に入所後、別の老人ホーム等に転居していた場合は、被相続人の戸籍の附票が必要	原則不可	各区役所、支所、市民の窓口など	被相続人の死亡日、死亡時の居住地を確認します。
<input type="checkbox"/> ② 相続人全員の住民票 ※被相続人の死亡時以降、相続人が居住地を2回以上移転している場合は、戸籍の附票が必要	原則不可	同上	相続から家屋の解体まで、当該相続人全員が当該家屋に居住していないことを確認します。解体日以降の日付で発行してください。
<input type="checkbox"/> ③ 敷地の売買契約書	可	仲介業者など	相続した家屋の解体後の敷地を引渡した日を確認します。
<input type="checkbox"/> ④ 土地の登記事項証明書 ※換価分割の場合は遺産分割協議書(コピー可)	原則不可	法務局など	相続人の数を確認します。
<input type="checkbox"/> ⑤ 解体後の建物の閉鎖事項証明書 ※未登記の場合は解体工事の契約書、請求書、領収書及び遺産分割協議書(コピー可)	原則不可	解体業者、司法書士、仲介業者、法務局など	相続した家屋を解体した日、相続人の数を確認します。
<input type="checkbox"/> ⑥ (i)～(iii)のいずれか			
(i)電気・ガス・水道いずれかの使用中止日がわかる証明書 【代替書類】 ・電気・ガス・水道の閉栓時の領収書又は請求書、又は最終支払月の料金支払証明書など (当該建物の住所記載があるもの) ※いずれも使用中止日が相続開始日以降であるものに限ります。	可	電力会社、ガス会社、水道局など	相続した家屋が「空き家」の状態となっており、また解体後の敷地を事業用等に使用していないことを確認します。
(ii)仲介業者による広告 (宅地建物取引業者による広告) ※所在地記載、「上物あり」の状態、「解体更地渡し」などの記載があるもの	可	仲介業者など	※ (i)の使用中止日がわかる証明書は各会社で発行していないこともありますので、代替書類も確認ください。 なお、水道の閉栓証明書はさいたま市の水道局※1で取得できます。 ※1【家屋の所在地が西区、北区、見沼区、大宮区、岩槻区】 ⇒北部水道営業所 TEL048-714-9903 FAX048-653-0089 【家屋の所在地が中央区、桜区、浦和区、南区、緑区】 ⇒南部水道営業所 TEL048-665-3220 FAX048-665-5536
(iii)その他、相続時から譲渡時まで居住等がなかったことを認める書類 【書類の例】 ・さいたま市シルバー人材センターに空き家管理業務を依頼していた場合の請書等	可	シルバー人材センター	※ (i)～(iii)について、ご用意が困難な場合はお問合わせください。
<input type="checkbox"/> ⑦ 更地の写真 ※日付記入(手書き可)	可	解体業者、仲介業者など	相続した家屋の取壊し後の敷地が別の建物等の敷地の用に供されていないかを確認します。
<input type="checkbox"/> 返信用封筒(郵送返却をご希望の場合)	申請者の住所・氏名を記入し切手を貼ったもの。		

**⑧被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、1ページ目の各書類
と以下の (i) ~ (iii)の全てを併せてご用意ください。**

必要書類	コピー	主な取得先	確認事項
(i)被相続人の介護保険被保険者証又は障害福祉サービス受給者証等 【代替書類】 ・要介護認定等の決定通知書、施設で発行された要介護認定等に関する記録書類等	可	入所施設など	要介護、要支援、障害支援区分等の認定を受けていた、またはその他これに類する被相続人であることを確認します。
(ii) 施設入所時の契約書	可	同上	施設の名称、種類、所在地等の確認をします。
(iii) (ア)~(ウ)のいずれか			
(ア) 電気・ガス・水道いずれかの使用中止日がわかる証明書 【代替書類】 ・電気・ガス・水道の閉栓時の領収書又は請求書、又は最終支払月の料金支払証明書など (当該建物の住所記載があるもの) ※いずれも使用中止日が相続開始日以降であるものに限りません。	可	電力会社、ガス会社など	被相続人が施設に入所してから、当該家屋が一定の使用をされ、かつ事業の用、貸付けの用、及び被相続人以外の居住の用となっていないことを確認します。 ※(ア)：電気若しくはガスの閉栓証明書は各会社で発行していないことが多いため代替書類をご準備ください。 なお、水道の閉栓証明書はさいたま市の水道局※1で取得できます。 ※1【家屋の所在地が西区、北区、見沼区、大宮区、岩槻区】 ⇒北部水道営業所 TEL048-714-9903 FAX048-653-0089 【家屋の所在地が中央区、桜区、浦和区、南区、緑区】 ⇒南部水道営業所 TEL048-665-3220 FAX048-665-5536
(イ)老人ホーム等が有する外泊、外出の記録	可	入所施設など	※(ア)~(ウ)について、ご用意が困難な場合はお問合わせください。
(ウ)その他要件を満たしていることが容易に認められる書類 【例】当該家屋を宛先住所とする被相続人宛の郵便物、家財道具等処分費用の領収書など	可		

※入所されていた施設の種類や状況等によっては、本特例の対象外になる場合があります。ご不明点等ございましたらお問い合わせください。
※上記の書類をご用意できない場合、代替書類・補完書類の提出及びヒアリング等により要件を満たしていると認められる場合がありますので、ご相談ください。

※郵便物の重さの目安
返却する被相続人居住用家屋等確認書は、**A4用紙2枚**(申請書一式を両面印刷された場合)又は**A4サイズ4枚**(申請書一式を片面印刷された場合)になることが一般的です。
長形3号(A4横三つ折り)…2枚は25g以内、4枚は25g前後で、封筒・用紙などによっては50g以内
角型2号(A4折らず)…2枚は25g前後で封筒・用紙などによっては50g以内、4枚は50g以内
※封筒や用紙、追加で返却する書類によって重さが変わります。上記はあくまで目安です。
※切手料金の不足分は受取人払でお願いする場合がございます。